

茨城県こども計画(案) (やさしい版)

茨城県こども計画ってなに？

茨城県がこどものための取組を進めるときに、大事にすることや必要なことを書いています。

これから茨城県が行うこどものための取組は、この「茨城県こども計画」に沿って進めていきます。



なぜ、こども計画を作るの？

全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指して「こども基本法」ができました。

こども基本法により、こどもへの取組をしっかりと進めていくため、茨城県では「茨城県こども計画」を作ることになりました。

誰のための計画なの？

茨城県に住む、全てのこども・若者や、子育てをしている人のための計画です。

茨城県のこども計画の目指すものはなに？

「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる

『こどもまんなか社会』の実現」を目標にしています。



けいかく

いつからいつまでの計画なの？

れいわ ねんど ねんど ねんど ねんど ねんど ねんかん けいかく
令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画です。

けいかく

どんな計画なの？

とりくみ すす
6つの取組を進めていきます。

とりくみ 取組1 わかもの けんり しゅたい しゃかいぜんたい きょうゆうとう さい 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（0歳からおとなまで）

- ・ わかもの けんり しゅたい わかものじしん ひろ つた え、こども・若者が権利の主体であることを、こども・若者自身やおとなに広く伝え、こども・若者に優しい社会を目指します。
- ・ わかもの じぶん ほか ひと たいせつ じんけんきょういく と く
こども・若者が自分や他の人を大切にできるように、人権教育に取り組めます。
- ・ わかもの なや こま とき そうだん そうだんまどぐち じゅうじつ じょうほう
こども・若者が悩んだり困ったりした時に相談できるように、相談窓口の充実や情報発信に取り組めます。

とりくみ 取組2 つう とりくみ さい さい ライフステージを通じた取組（0歳から30歳くらいまで）

- ・ あそ たいけんかつどう きかい ふ わかもの いばしょ
いろいろな遊びや体験活動ができる機会を増やしたり、こども・若者の居場所づくりを進めます。
- ・ せい けんこう ただ ちしき み なんびょう かか わかもの しえん
性や健康についての正しい知識を身につけることや、難病を抱えるこども・若者を支援します。
- ・ まず じょうきょう う そだ ゆめ ちょうせん きょういく せいかつ しえん
貧しい状況に生まれ育っても、夢に挑戦できるよう、教育や生活などを支援します。

- ・虐待など家族の困りごとを解決し、自立に向けた支援をします。
- ・インターネットの安全な使い方の教育や、事故や犯罪から子どもを守る対策に取り組むとともに、非行の防止や立ち直りを支援します。

とりにくみ 取組3 こどもの誕生前から幼児期まで（誕生前から6歳くらいまで）

- ・妊娠前から、おなかの中にいるとき、生まれて、育てていくときに、母親やこどもの健康について相談したり、支援を受けることができるようになります。
- ・幼稚園や保育園で、子どもにとってより安全で、良い保育や教育を受けられるよう、切れ目なく見守るとともに、先生にとっても働きやすい環境づくりを行います。



とりにくみ 取組4 学童期・思春期（7歳から18歳くらいまで）



- ・子どもたちの学びのために、ICTを活用した分かりやすい授業づくりや、安心して過ごせる環境づくりに取り組み、これからの社会で自分の夢を実現するために必要な力を育てます。

- ・いじめを防いだり、不登校の子どもを支援するとともに、悩みや困りごとを相談しやすい体制づくりに取り組みます。

とりにくみ 取組5 青年期（18歳から30歳くらいまで）

- ・お金を理由に進学をあきらめないように、大学進学のための支援をします。

・自分が望む仕事を見つけ、就職できるように支援します。また、給料が上がって
くように必要な技術の学び直しなどを支援します。

・結婚を希望する人が結婚できるよう、出会いの機会をつくったり、みんなが結婚や子育
てに前向きになれるような情報発信をします。

・悩みや不安がある若者に相談窓口を知らせたり、相談体制の充実に取り組みます。

とりぐみ 取組6 子育て当事者への支援

・保育料や病院にかかるときの費用など、子育てや医療、教育に必要なお金の負担を減
らすとともに、地域の中に子育てを手伝ってもらえる環境をつくります。

・子育てしながら安心して働けるように、働き方を変えたり、出産や育児に取り組みや
すい環境を整備するとともに、いろいろな働き方があることを広く伝えます。

いばらきけん
茨城県 けいかく
子ども計画へのパブリックコメント

いけん ほしゅう
みんなの意見を募集しています

いばらきけん
茨城県では、よりよい「けいかく子ども計画」をつくるために、けいかく あん たい計画の案に対するいけん ほしゅう意見を募集しています。

うけつけきかん
(1) 受付期間

ねん がつ にち きん 2024年12月13日 (金) から ねん がつ にち もく 2025年1月16日 (木) まで

いけん おく かた
(2) 意見の送り方

○パソコンやスマートフォンなどから送る場合

でんししんせい とどけで
いばらき電子申請・届出サービス

みぎ 右のコードをカメラで読み込むか、よ こ下記のURLを開いて意見
か おくを書いて送ってください。



https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65413

でんし
電子メール

けんめい いばらきけん けいかく あん いけん か ほんぶん べっし いけんていしゅつようしき ないよう
件名に「茨城県子ども計画 (案) への意見」と書き、本文に別紙の意見提出様式の内容
か おくを書いて送ってください。

そうふさき
送付先アドレス kosodate@pref.ibaraki.lg.jp

かみ か おく ばあい
○紙に書いて、送る場合

べっし いけんていしゅつようしき いけん か い か あてさき おく
別紙の意見提出様式に意見を書いて、以下の宛先に送ってください。

ゆうそう ばあい
郵送の場合

〒310-8555

み と し かさはらちょう ばん
水戸市笠原町978番6

いばらきけんふくしふ こ せいさくきょくしょうしかたいさくか きかく けっこんしえん
茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 企画・結婚支援グループ

※封筒に「茨城県子ども計画 (案) への意見」と赤字で書いてください。

F A Xの^{ばあい}場合

F A X^{ばんごう}番号 029-301-3264

(3) ^{ちゅういじこう}注意事項

- ・ ^{でんわ}電話での^{いけん}意見は^う受け付けて^ついません。
- ・ ^{いけん}いただいた^{ひとり}意見の一人ひとりへの^{かいとう}回答は^ししません。
- ・ ^{いけん}意見は、^{にほんご}日本語で^か書いて^ください。
- ・ ^{きげん}期限に^{とうちやく}到着しな^かったもの、^{ひと}人を^{きず}傷つける^{ことば}言葉や、^{しんがい}プライバシーを^{しんがい}侵害する^{ことば}言葉、^{はんざいこうい}犯罪行為に^{むす}結びつく^{ことばとう}言葉等が^か書いてあるものは^{むこう}無効に^します。
- ・ ^{いけん}意見は、^{けん}県で^と取りま^とめた^{あと}後、^{かいとう}回答をつ^{けて}、^{ねん}2025年^{がつまつころ}3月末頃までに^{けん}県の^こホームページで^{こうひょう}公表^します。
その^{とき}時に、^{なまえ}名前は^{こうひょう}公表^しませんが、^{しちょうそんめい}市町村名を^{こうひょう}公表^しすることがあります。